

事例10 (株)東京都民銀行及び(株)八千代銀行による共同株式移転

第1 本件の概要

本件は、それぞれ地方銀行として銀行業を営む株式会社東京都民銀行（以下「東京都民銀行」という。）と株式会社八千代銀行（以下「八千代銀行」という。また、東京都民銀行と八千代銀行を併せて「当事会社」という。）が、共同株式移転の方法により、両者の事業を統合することを計画したものである。

本件は、当事会社が、いずれも銀行業を営んでいることから、水平型企业結合に該当する。また、当事会社のうち、どちらか一方のみが事業を行う地域があることから、混合型企業結合（地域拡大）にも該当する。

関係法条は独占禁止法第15条の3である。

第2 一定の取引分野

1 役務範囲

銀行業務は、預金業務、貸出業務及び為替業務の3つが主たる業務とされており、当事会社は、いずれもこれらの銀行業務を営んでいる。このうち、本件では、当事会社の主要業務である預金業務及び貸出業務に関して検討している。預金業務とは、預金者から金銭を受け入れる業務をいい、貸出業務とは、企業や個人に資金を貸し出す業務をいう。

なお、これらの銀行業務は、信用金庫、信用組合等の銀行以外の他の金融機関も行っているところ、本件においてはより丁寧に検討する観点から都市銀行及び地方銀行といった銀行法上の銀行が行う預金業務及び貸出業務を対象に検討を行い、銀行以外の他の金融機関については、必要に応じて隣接市場からの競争圧力として考慮した。

2 地理的範囲

預金業務及び貸出業務ともに当事会社の主な営業地域は、東京都民銀行においては東京都、八千代銀行においては東京都及び神奈川県であるところ、当事会社と取引関係のある需要者は当事会社の支店等が所在する市区町村に居住する個人や所在する法人が多く、また、当事会社も地域に密着して営業活動を行っている実態にある。したがって、本件においては、「市区町村」ごとに地理的範囲を画定した。

なお、地域を越えた取引もあり得るが、本件においてはより丁寧に検討する観点から市区町村ごとに地理的範囲を画定し、必要があれば地理的隣接市場からの競争圧力として検討することとした。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 水平型企业結合

預金業務及び貸出業務ともに、前記第2の2で画定した各地理的範囲におけるHHIの増分は約0から約40でありいずれも150以下である。したがって、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

2 混合型企業結合（地域拡大）

(1) セーフハーバー基準該当性

預金業務及び貸出業務ともに、前記第2の2で画定した地理的範囲のほとんどにおいて当事会社の市場シェアは10%以下であった。したがって、これらの地域については、混合型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

他方、一部の地理的範囲においては、当事会社の市場シェアが約15%ないし約20%であり、HHIは不明であるため、混合型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。したがって、後記(2)で判断要素について検討する。

(2) 判断要素の検討

当事会社のうち、どちらか一方のみが事業を行う地域については、当事会社間における将来の新規参入の可能性（潜在的な競争圧力）が消滅することとなる。しかしながら、これらの地域においては、いずれも都市銀行であるA銀行、B銀行、C銀行及びD銀行が複数の店舗を置き営業活動を行っており、その外にE銀行やF銀行等の複数の地方銀行も営業活動を行うなど、以前から活発な競争が行われており、今後も引き続き活発な競争が行われるものと認められる。また、最近では店舗を置かずインターネット上で預金、貸出業務を行ういわゆる「ネット銀行」も多数存在し、これらの銀行とも一定の競争関係にあると考えられること、信用金庫、信用組合も店舗を置いて営業活動を行っており、一定の競争圧力となっていること等から、これら隣接市場からの競争圧力も一定程度働いているものと認められる。

一方で、地方銀行の場合、貸出業務に関しては、中小企業向け融資がその中心となること、中小企業向け融資に限ってみれば、競争への影響は比較的大きくなることも懸念される。しかし、当事会社が事業を行う地域においては、都市銀行も中小企業向け融資を積極的に行っていること、また、地方銀行と同様に中小企業向け融資を中心に行う信用金庫や信用組合も多数存在することから、このような懸念は本件では妥当しない。

第4 結論

以上から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。